第２章第２節１⑶を次のように改める。

⑶　国民保護対策本部の事務

国民保護対策本部は、次に掲げる事務を行う。

・国民保護措置の実施に関する省内の総括及び総合調整

・事態対策本部、関係省庁等との情報交換及び連絡調整

・事態対策本部、関係省庁等から収集した情報の省内への提供

・省内からの被災情報その他の情報の取りまとめ

・国民保護措置の実施状況等に関する広報資料の定期的作成等広報活動の総括

・その他国民保護措置の実施に関し必要な事務

第２章第２節１⑷を次のように改める。

⑷　国民保護対策本部の廃止

事態対策本部が廃止されたときは、速やかに国民保護対策本部を廃止する。

第２章第２節３⑴を次のように改める。

３　関係機関等との連携

⑴　事態対策本部への職員の派遣

国民保護対策本部は、事態対策本部にその指名する職員を参画させ、関係省庁との情報交換及び災害応急対策の調整等に従事させるものとする。また、政府調査団等が派遣される場合には、必要に応じ、関係職員を派遣するものとする。

第３章第１節４を次のように改める。

４　関係機関との協力の確保

武力攻撃事態等における国民保護措置の実施に当たっては、事態対策本部と緊密な連携を確保するほか、平素から、関係省庁、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関との連携体制の整備に努めるものとする。また、都道府県の知事その他の執行機関から、国民保護措置の実施に関し要請があったときは、その要請の趣旨を尊重し、必要があると認めるときは、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

第３章第２節１を次のように改める。

１　武力攻撃の兆候等に係る情報の収集及び報告

武力攻撃事態等において、各課室は、武力攻撃の兆候等に係る情報の収集及び分析に努め、これらの情報を入手したときは、直ちに、国民保護対策本部に報告するものとする。この場合において、国民保護対策本部は、直ちに、その情報を事態対策本部に報告するものとする。

第３章第２節８を次のように改める。

８　被災情報等の収集及び報告

武力攻撃事態等において、各課室は、その所管する施設及び設備、関係機関等に係る被害状況及び国民保護措置の実施状況に関する情報を収集し、速やかに国民保護対策本部へ報告するものとする。この場合において、国民保護対策本部は、各課室から報告を受けた被災情報等を、速やかに事態対策本部に報告するものとする。

第３章第３節１を次のように改める。

１　武力攻撃災害への対応方針

地域経済産業グループ、製造産業局、商務情報政策局、商務流通保安グループ及び資源エネルギー庁は、武力攻撃災害の防除及び軽減のため、生活関連等施設の安全確保のために自ら必要な措置を講ずるとともに、都道府県知事に対し、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止や武力攻撃原子力災害への対処等の措置を適切に実施するよう、助言等するものとする。

第４章第１節１を次のように改める。

１　関係機関との連携

武力攻撃原子力災害への対応措置の実施に当たっては、事態対策本部等と緊密な連携を確保するほか、平素から、指定行政機関、指定地方行政機関及び指定公共機関等との連携体制の整備に努めるものとする。また、都道府県知事その他の執行機関から、武力攻撃原子力災害への対応措置の実施に関し要請があったときは、その要請の趣旨を尊重し、必要があると認めるときは、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

第４章第４節⑶を次のように改める。

⑶　退避・避難、救急医療等応急対策

①　国民保護対策本部は、必要に応じ、事態対策本部に対し、避難のための立退き、屋内退避の勧告その他の緊急事態応急対策に関する事項の実施に係る提案を行う。

②　国民保護対策本部は、実施した緊急事態応急対策の実施状況について、適宜、事態対策本部長に報告する。また、必要に応じ、地方公共団体等関係機関に連絡するものとする。

別表の１を次のように改める

１　人に病原性を有する生物剤及び毒素

⑴　ウイルス

アルファウイルス属（チクングニヤウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス）、アレナウイルス属（ガナリトウイルス、サビアウイルス、チャパレウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサウイルス）、インフルエンザウイルスＡ属インフルエンザＡウイルス（血清亜型がＨ２Ｎ２、Ｈ５Ｎ１、Ｈ７Ｎ７若しくはＨ７Ｎ９であるもの（新型インフルエンザ等感染症※の病原体を除く。）又は新型インフルエンザ等感染症※の病原体に限る。）、エボラウイルス属（アイボリーコーストエボラウイルス、ザイールウイルス、スーダンエボラウイルス、ブンディブギョエボラウイルス、レストンエボラウイルス）、エンテロウイルス属ポリオウイルス、オルソポックスウイルス属（サル痘ウイルス、痘そうウイルス）、シンプレックスウイルス属Ｂウイルス、ナイロウイルス属クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、ハンタウイルス属（アンデスウイルス、シンノンブレウイルス、ソウルウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、ニューヨークウイルス、バヨウウイルス、ハンタンウイルス、プーマラウイルス、ブラッククリークカナルウイルス、ラグナネグラウイルス）、フラビウイルス属（ウエストナイルウイルス、デングウイルス、黄熱ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、キャサヌル森林病ウイルス、日本脳炎ウイルス、ダニ媒介脳炎ウイルス）、フレボウイルス属（ＳＦＴＳウイルス、リフトバレー熱ウイルス）、ベータコロナウイルス属（ＭＥＲＳコロナウイルス、ＳＡＲＳコロナウイルス）、ヘニパウイルス属（ニパウイルス、ヘンドラウイルス）、Ａ型肝炎ウイルス、Ｅ型肝炎ウイルス、マールブルグウイルス属レイクビクトリアマールブルグウイルス、リッサウイルス属狂犬病ウイルス、リッサウイルス属のウイルス（狂犬病ウイルスを除く。）、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス

※新型インフルエンザ等感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第７号の新型インフルエンザ等感染症をいう。

国土交通省・観光庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく国土交通省及び観光庁の国民の保護に関する計画（国土交通省・観光庁国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成28年3月29日

国土交通大臣　石井　啓一

観光庁長官　田村明比古